

介護老人保健施設ほのぼの入所重要事項説明書

（本規定の目的）

第1条 介護老人保健施設ほのぼの（以下「当老健施設」という。）は、要介護状態と認定された入所者（以下単に「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように援助するとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、入所者及び入所者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当老健施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本規定の目的とします。

（適用期間）

第2条 本規定は、入所者が介護老人保健施設入所利用同意書を当老健施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 入所者は、前項に定める事項の他、本規定、別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当老健施設を利用することができるものとします。

（入所者からの解除）

第3条 入所者及び扶養者は、当老健施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本規定に基づく入所利用を解除・終了することができます。

（当施設からの解除）

第4条 当老健施設は、入所者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本規定に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 入所者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当老健施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 入所者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当老健施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 入所者及び扶養者が、本規定に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 入所者が、当老健施設、当老健施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続

が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当老健施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 入所者及び扶養者は、連帯して、当老健施設に対し、本規定に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び入所者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当老健施設は、入所者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、入所者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月20日までに送付し、入所者及び扶養者は、連帯して当老健施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当老健施設は、入所者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、入所者及び扶養者が指定する送付先に対し、領収書を送付します。

(記 録)

第6条 当老健施設は、入所者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)

2 当老健施設は、入所者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(入所者の代理人を含みます。)に対しては、入所者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当老健施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当老健施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当老健施設とその職員は、国民健康保険智頭病院の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た入所者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報を、正当な理由な

く第三者に漏らしません。但し、次の各号については、入所者及び扶養者から、予め同意を得た上で情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡・紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター【介護予防支援事業所】）等との連携。
- ③ 入所者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 入所者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等。
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- ⑥ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等（なお、この場合入所者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（虐待防止に関する事項）

第9条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための従業員に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置
- ④ サービス提供中に、従業員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

（感染症について）

第10条 当施設は、感染を防止するために次の措置を講じます。

- ① 感染防止のための従業員に対する研修を実施します。
- ② 感染防止のための体制を整備します。
- ③ 施設内の衛生管理に努め、蔓延防止に努めます。
- ④ 感染が発生した場合は、感染防止対策を行い拡大を防ぎます。

（BCPについて）

第11条 当施設は、災害時に対し、BCPを策定し事業継続を推進します。

- ① 事業に関わる人の安全を確保します。
- ② 業務の早期復旧を図ります。
- ③ 地域住民の安全の支援を行います。

第12条 ハラスメント防止について

「智頭病院職場におけるハラスメント防止等に関する要綱」に準じます。

（口腔衛生管理について）

第13条 事業者の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業者の利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価を実施します。

① 当該施設の従業者又は歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者毎に施設入所時及び入所後月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施します。

② 技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、当該施設との連携について、実施事項等で取り決めを行います。

(緊急時の対応)

第14条 当老健施設は、入所者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当老健施設は、入所者に対し、当老健施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に入所者の心身の状態が急変した場合、当老健施設は、入所者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第15条 サービス提供等により事故が発生した場合、当老健施設は、入所者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は、他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当老健施設は入所者の家族等利用者又は、扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第16条 入所者及び扶養者は、当老健施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙を用いて、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。要望又は苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応いたします。

(賠償責任)

第17条 介護保健施設サービスの提供に伴って当老健施設の責に帰すべき事由によって、入所者が損害を被った場合、当老健施設は、入所者に対して、損害を賠償するものと

します。

2 入所者の責に帰すべき事由によって、当老健施設が損害を被った場合、入所者及び扶養者は、連帯して当老健施設に対し、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第18条 この規定に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入所者又は扶養者と当老健施設が誠意をもって協議して決めることとします。

(その他)

第19条 入所前に、利用者の方の健康状態や食事の状況を把握するため、聞き取りや検査をさせていただきます。

附則

この規程は、平成21年 3月30日より施行する。

改正 平成26年 4月 1日

改正 平成30年 4月 1日

改正 令和 6年 4月 1日

<別紙 1>

介護老人保健施設ほのぼのご案内

(令和 8 年 6 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設ほのぼの
- ・開設年月日 平成 21 年 3 月 30 日
- ・所在地 鳥取県八頭郡智頭町智頭 1875
- ・電話番号 0858-75-3211
- ・FAX 番号 0858-75-3636
- ・管理者名 藤 田 好 雄
- ・介護保険事業所番号 3 1 5 1 2 8 0 2 5 6

(2) 目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、入所者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当老健施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 運営方針

① 老人が寝たきりになることや認知症の進行・症状の悪化を出来る限り予防し、自立した生活へ復帰する為に必要な、身体的・精神的・社会的・実存的すなわち全人的な援助を行う。

② 復帰目標を設定して計画を立て、医療・看護・介護・リハビリ等のチームが一体となったケアサービスを提供する。

③ 現代社会の標準的な人々が満足するような感性面をも考慮し、生きがいあるいは目標を持って生活出来るようなサービスを提供する。

④ 退所時の状態を維持し、あるいは更なる改善が得られるように、通所リハビリテーションを提供し、在宅介護支援センター及び訪問看護ステーション等と協力する。

(4) 施設の職員体制

() は非常勤

	常勤・専従	常勤・兼務	業務内容
・ 医師		1	診断や治療等の医療行為
・ 看護職員	5 (2)		入所者の看護
・ 薬剤師	(1)		薬剤・注射等に関する指導
・ 介護職員	1 5		入所者の介護、リハビリ補助
・ 支援相談員	1		利用者や家族との相談等
・ 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	4 (1)		機能訓練 日常生活動作訓練
・ 栄養士	(1)		栄養面での指導
・ 介護支援専門員	1		ケアプランの作成等
・ 事務職員	(1)		事務・会計

(5) 入所定員等

- ・ 定員 45 名（うちショートステイ 10 床）
- ・ 療養室 個室 8 室、多床室 10 室
- ・ その他 デイルーム、浴室、面談室

2. サービス内容

- ①施設サービス計画の立案
- ②食事（毎食後の口腔ケア）
- ③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する入所者には特別浴槽で対応します。）
- ④医学的管理・看護
- ⑤介護（退所時の支援も行います）
- ⑥機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦相談援助サービス
- ⑧利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨その他

- * これらのサービスのなかには、入所者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。
- * 季節等にあわせた行事の実施や施設外行事等の年間行事計画を予定しております。なお、計画の内容が変更になる場合があります。また、施設外活動時に不測の事

態が発生した場合は、速やかにご家族に連絡の上、関係機関と連絡を図り対応いたします。

3. 協力医療機関等

- ・医療機関（当病院）

名 称 国民健康保険智頭病院

住 所 鳥取県八頭郡智頭町智頭 1 8 7 5

協力歯科医療機関等

- ・医療機関（当病院）

名 称 国民健康保険智頭病院

住 所 鳥取県八頭郡智頭町智頭 1 8 7 5

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会…午前 9 時～午後 8 時の間は面会できます。午後 8 時以降は、面会者は施設内にとどまることはできません。
- ・外出・外泊…外出・外泊届けをサービスステーションへ提出してください。
- ・飲酒・喫煙…飲酒は、できません。また、敷地内は、禁煙となっております。
- ・火気の取扱い…ライター類は持ち込まないようにして下さい。
- ・設備・備品の利用…職員に声を掛けて下さい。
- ・所持品・備品等の持ち込み…所持品には必ず名前を記入して下さい。
- ・金銭・貴重品の管理…貴重品は持ち込まないようにして下さい。紛失の際は責任を負いかねます。
- ・外泊時等の施設外での受診…入所中は他の医療機関へ受診することは原則的に出来ません。

受診希望時は事務室へお申し出下さい。

5. 非常災害対策

- ・防災設備スプリンクラー、消火器、消火栓。
- ・防災訓練年 2 回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 苦情相談等

(1) 当事業所における苦情の受付

支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

- ・支援相談員 谷口 貴弘
- ・受付時間 月～金曜日、午前8時15分～午後5時
- ・電話番号 0858-75-3211（代表）

要望や苦情は、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応しますが、各階に「ご意見箱」を備え付けておりますので、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

(2) 行政機関その他苦情受付

智 頭 町 役 場 福 祉 課	〒689-1402 智頭町智頭1875 電話 0858-75-4101 FAX 0858-75-4110
国民健康保険団体連合会 介護保険課	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176 電話 0857-20-2100 FAX 0857-29-6115
鳥取県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	〒680-0201 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内 電話 0857-59-6335 FAX 0857-59-6340

<別紙 2>

介護老人保健施設サービスについて

(令和 8 年 6 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. ケアサービス

当施設でのケアサービスは、どのようなケアサービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になれるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

【医療】

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、入所者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈」により、下記の要件を満たした際には、医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない介護職員が医薬品の使用の介助を行う場合があります。

入所者の状態が以下の 3 条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く。)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む)、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

- ① 入所者入院して治療する必要がなく容態が安定していること。
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

【介護】

施設サービス計画に基づいて実施します。

【リハビリテーション】

原則として機能訓練場にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

3. 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に入所者の立場に立って運営します。

【療養室】

個室、多床室（３・４人室）

＊個室の利用には、別途料金をいただきます。

【食事】

朝食 ７時 ３０分～８時 ００分

昼食 １２時 ００分～１２時 ３０分

夕食 １７時 ００分～１７時 ３０分

＊食事は原則として食堂でおとりいただきます。

【入浴】

週に最低２回。ただし、入所者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

【理美容】

理美容サービスは、施設内の理髪店を利用させていただきます。

4. 他機関・施設との連携

【医療機関との連携】

入所者の状態が急変した場合には、速やかに当病院へ入院等の対応を致します。

【協力機関への受診】

当病院歯科に協力をいただいておりますので、入所者の状態によって必要な場合には速やかに対応をお願いするようにしています。

【他施設の紹介】

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

5. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

なお、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 ０８５８－７５－３２１１）

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたし

ます。そのほか、事務室に備えつけられた「ご意見箱」もご利用ください。

6. 利用料金

(1) 基本料金（保険給付分）

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）自己負担は、介護保険負担割合証の記載割合分となります。

ア. 65歳以上（第1号被保険者）

	負担割合
年金収入等 340万円以上 夫婦世帯の場合463万円以上	3割
年金収入等 280万円以上 夫婦世帯の場合346万円以上	2割
年金収入等 280万円未満 夫婦世帯の場合346万円未満	1割

イ. 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は、上記にかかわらず1割負担。

《長期入所施設利用料Ⅰ》

<多床室>

<従来型個室>

要介護1	8,710円	7,880円
要介護2	9,470円	8,630円
要介護3	10,140円	9,280円
要介護4	10,720円	9,850円
要介護5	11,250円	10,400円

② 上記以外の（保険対象分費用）

項 目	金 額	内 容
初 期 加 算（Ⅱ）	300円／日	入所後30日間を限度。
外 泊 時 加 算	3,620円／日	外泊1日につき上記費用に変えて徴収。ただし、外泊の初日と戻られた日は、入所日と同様の取扱い。
緊急時施設療養費	5,180円／日	入所者の病状が重篤となり、救急救命医療が必要となる場合。（1ヶ月1回、3日連続を限度）
療 養 食 加 算	60円／回	療養食を提供したとき。

栄養マネジメント強化加算	110円／日	管理栄養士を必要数以上配置し、栄養ケアを行った場合。
再入所時栄養連携加算	2,000円／回	入所者が入院し、再入所する際、特別食等が必要な方に、新に栄養ケア計画を作成した場合。
経口移行加算	280円／日	経管により食事を摂取する入所者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。
経口維持加算（Ⅰ）	4,000円／月	経口により食事を摂取するものであって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影又は内視鏡検査等により誤嚥が認められている場合。
経口維持加算（Ⅱ）	1,000円／月	経口維持加算（Ⅰ）に加え、言語聴覚士が加わることにより多種多様な意見に基づき質の高い経口維持を行う場合。
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	900円／月	歯科医師などの指導に基づき入所者の口腔衛生の管理に係る計画が作成され、月2回以上入所者の口腔衛生等の管理を行った場合。
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1,100円／月	口腔衛生管理加算（Ⅰ）に加え、厚労省に情報を提出した場合。
ターミナルケア加算	720円／日	死亡日以前31～45日
	1,600円／日	死亡日以前4～30日
	9,100円／日	死亡日前日及び前々日
	19,000円／日	死亡日
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	2,580円／日	入所日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的に個別リハビリテーションを実施し、入所日又は月1回以上ADL評価を行い結果を厚労省に提出した場合。
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	2,000円／日	入所日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的に個別リハビリテーションを実施した場合。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	530円／月	リハビリマネジメント加算（Ⅱ）の条件に加え、医師、管理栄養士、リハビリ職員、歯科衛生士等関係職種が入所者の口腔、栄養状態の情報を共有し、必要に応じて見直しした場合。

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	330円／月	リハビリ計画の下、継続的にリハビリの質を管理しながら、厚労省に情報を提出した場合。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円／日	介護職員総数のうち介護福祉士が占める割合が80%以上の場合。
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	4,500円／回	入所前後に早期退所に向け居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定をした場合。（1回を限度）
試行的退所時指導加算	4,000円／回	入所期間が1月を超える入所者が居宅に試行的に退所する際、入所者及びその家族等に対し、退所後の療養上の指導を行った場合。
退所時情報提供加算（Ⅰ）	5,000円／回	入所者が居宅へ退所し、主治医へ退所時の情報提供を行った場合。
退所時情報提供加算（Ⅱ）	2,500円／回	入所者が退所し、医療機関へ入院する時、その主治医へ退所時の情報提供を行った場合。
入退所前連携加算（Ⅰ）	6,000円／回	入退所前、関連する事業所と連携をとった場合。
訪問看護指示加算	3,000円／回	医師が指定訪問看護を必要と認め、入所者の選定する訪問看護ステーションに対して、入所者の同意を得て訪問看護指示書を交付した場合。
地域連携診療計画情報提供加算	3,000円／回	地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を文書により提供した場合。（1回を限度）
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	2,390円／日	肺炎、尿路感染症、心不全の増悪等について治療等を行った場合。（月に1回、連続する7日間を限度として算定）
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	100円／月	新興感染症（新型コロナを含む）の発生時、感染者の診療等を行う協力医療機関と連携し適切に対応を行う体制を確保している場合。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	50円／月	協力医療機関から、3年に1回以上感染者の対応に係る実地指導を受けている場合。
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	400円／月	ADL値、栄養状態等、ケアに関わる情報を厚労省に提出した場合。

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	30円／月	継続的に入所者ごとの褥瘡管理を行い、情報を厚労省に提出した場合。
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	130円／月	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）に加え、リスクのある者に、褥瘡の発生のないこと。
安全対策体制加算	200円／初回月	組織的な安全対策体制の整備を行っている場合。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業者の場合、介護報酬総単位数（基本サービス費＋各種加算減算）×サービス別加算率（1000分の97）

（２）その他の料金（保険対象外費用）

項 目	金 額	内 容
食 費	朝 400円 昼 650円 夕 550円	負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が、1日にお支払いいただく食費の上限となります。
居住費 従来型個室 多床室	1,728円／日 437円／日	負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が、1日にお支払いいただく上限となります。 なお、外泊時にも室料はいただきます。
室 料	200円／日	個室を利用した場合にいただきます。 なお、短期入所時はいただきません。
消耗娯楽費	120円／日	石鹸、シャンプー等の消耗品、レクリエーション等で使用する材料費等。
電気代	50円／日	テレビ、電気毛布等の電化製品の電気代。1品目につき50円。

介護老人保健施設の提供開始にあたり、入所者の方に対して、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 国民健康保険智頭病院

所在地 鳥取県八頭郡智頭町智頭1875番地

名 称 介護老人保健施設 ほのぼの

説明者 氏名

印